

環境アセスメントに係るお知らせ

令和元年12月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鹿島田駅西部地区再開発株式会社 代表取締役 加藤 智康
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7 ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積：約22,820㎡ 建物高さ：約165m 延べ面積：約93,310㎡ 計画戸数：約670戸 計画人口：約2,010人
	事後調査の項目等	緑（緑の質）
環境影響評価の手続経過	平成19年 6月20日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年12月28日：条例環境影響評価審査書公告 平成20年 3月12日：条例環境影響評価書公告 平成27年10月 6日：事後調査報告（工事中）公告 平成30年 4月16日：事後調査報告書（供用時その1）公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月） 土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時 幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	幸区役所、幸区役所日吉出張所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なること認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・ 意見書を提出できる期間： <u>令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで</u> （郵送の場合は、令和2年1月6日消印有効） ・ 提出先： 環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・ 提出方法： 提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4281 ・意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156